

燃料電池タクシー導入促進費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、燃料電池タクシー導入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(自動車リース事業者に準ずる者として知事が認定した者)

第2条 自動車リース事業者に準ずる者として知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

(1) 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者もしくは一般乗用旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両を貸与する者

(交付申請書の提出期限)

第3条 要綱第5条第2項に規定する期日は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日と補助対象事業の完了日の属する年度の最後の開庁日とのいずれか早い日までとする。

(FCタクシーの導入及び使用の条件)

第4条 FCタクシーの導入及び使用にあたっては次の条件を満たすこと。

- (1) 導入するFCタクシーは、県内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- (2) 導入するFCタクシーは、事業に使用するものであること。ただし、自動車販売会社が導入する場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。また、補助対象事業者（自動車リース事業者にあつてはFCタクシーの貸渡先）の自社製品でないこと。
- (3) FCタクシーの導入は、支払いを完了（所有権留保の場合にあつてはローン契約の締結、リースの場合にあつてはリース契約の締結）し、車両の登録を申請と同一年度内に行うこと。
- (4) 導入するFCタクシーの自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載されること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者は自動車リース事業者であり、使用者は原則当該車両のリースを受ける事業者であること。また、所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車販売会社又はローン会社等であり、使用者は所有権留保付ローン購入をする事業者であること。
- (5) 補助金の補助対象事業者は、当該自動車に係る自動車検査証上の所有者であること。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、補助金の補助対象事業者は当該自動車に係る自動車検査証上の使用者であること。
- (6) 自動車リース事業者は次の基準を満たすこと。
 - ア FCタクシーは、旅客運送事業者に貸し渡す目的で導入すること。
 - イ FCタクシーの貸与料金は、県からの補助金の額に応じた金額を通常の貸与料金から減額して設定すること。
 - ウ FCタクシーのリース契約期間は財産処分の制限期間以上であること。

(FCタクシーの導入事業における補助対象経費)

第5条 FCタクシーの導入事業における補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費を要綱別表により算定する。これによることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) 既存の自動車を下取りに出す場合には、(1) の額から下取りにより得る額を減じた額とする。

(車両本体価格及び通常車両価格の範囲)

第6条 当該自動車の標準仕様の他、事業に必要な架装に要する経費を含むこととし、その他の機器、付属品、特別仕様に要する経費、購入に係る諸経費は含まないものとする。

(県の活動への協力)

第7条 補助対象事業者は、県が本事業の目的の達成のため、県が指定するロゴマークの掲載など水素の利活用を推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。